

## 社会福祉法人津山社会福祉事業会 役員等、委員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人津山社会福祉事業会（以下「当法人」という。）定款第8条、第22条及び第23条の規定に基づき、評議員、役員、顧問（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

2 評議員選任・解任委員、第三者委員、虐待防止委員、懲戒審査委員、（以下「委員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義を次のとおり定める。

(1) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする役員で、以下の方法等により、常に業務執行を行っている、理事長及び常務理事をいう

一、常時、法人拠点に在勤していること

二、常時、役職員との面談・会議等が可能であること

三、電話、電子メール等を活用して常に業務掌握、決裁、指示、交渉等が行える状態にあること

四、当法人を代表しての渉外活動等を行うこと

(2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。また、理事長については、同条1号の規定の条件を全て満たさないときは非常勤役員とする

(3) 報酬とは、月額及び日額報酬をいう

(4) 費用とは、職務の遂行に伴う、旅費、交通費、手数料等の経費をいう

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給することができる。

(1) 常勤役員については、月額報酬を支給する

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた日額報酬を支給する

(3) 委員等については、業務に応じた日額報酬を支給する

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める範囲で、理事会で決定した額を支給するものとする。

2 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

3 理事会、評議員会の省略をし、書面決議を行った場合は日額報酬を支給する。

4 委員等に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員及び委員等が職務のため出張したときは、正規職員就業規則(出張)第29条に基づき、旅費を支給する。

2 役員及び委員等が法人業務に必要とされる会議等に出席する場合については、別表4に定める交通費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び委員に対しては、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、当月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げて支給する。

- 2 非常勤理事長及び副理事長については、報酬の支給時期は、翌月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げて支給する。
- 3 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 4 委員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 5 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数を生じた場合においては、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月16日から施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額 (上限月額)
理事長 法人を代表し業務を執行する	月額 400, 000 円
常務理事 理事長を補佐し業務を分担、執行する	月額 350, 000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額 (日額又は1回)
理事長 法人を代表し業務を執行する	月額の70%
副理事長 理事長を補佐し業務を分担、執行する	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、日額10,000円を支給する
理事 理事会、評議員会への出席 その他法人業務に必要とみなされるとき	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、1回10,000円を支給する
監事 理事会、評議員会への出席 その他、監事業務に必要とみなされるとき	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、1回10,000円を支給する
評議員 評議員会への出席 その他、法人業務に必要とみなされるとき	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、1回10,000円を支給する
顧問 理事会へ出席し、理事長の諮問に応じ、 理事会に助言を与える	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、1回10,000円を支給する

別表 3 (評議員選任・解任委員、第三者委員、虐待防止委員、懲戒審査委員の報酬)

評議員選任・解任委員 評議員の選任・解任に係る業務	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、1回10,000円を支給する。
第三者委員 必要な会議への出席 苦情や相談についての助言	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、1回10,000円を支給する。
虐待防止委員 虐待防止委員会への出席	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、1回10,000円を支給する。
懲戒審査委員 理事長からの諮問により開催し、職員の懲戒処分等の審査を行う	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、1回10,000円を支給する。

別表 4 (交通費)

片道 20Km以上	1, 000 円	片道 50Km以上	2, 000 円
-----------	----------	-----------	----------